

介護保険被保険者証を持っていた方及び要介護認定申請中であった方

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証の返還
- 要介護認定申請取下げの届出

受付窓口

- 高齢介護室
(池の里市民交流センター内)

※介護保険被保険者証の返還は市民サービス部戸籍・住基担当5番窓口(市役所1F)でも可能

期限

▶速やかに

次のいずれかを所有している

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

手続き・持ち物

- 各種手帳の返還の届出及び返還
各種手帳をお持ちください。

受付窓口

- 障害福祉課(保健センター2F)

期限

▶速やかに

次のいずれかを受給している

(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)

手続き・持ち物

- 資格喪失届
※未払いがある場合は同居親族の銀行等の通帳または口座番号の控えをお持ちください。

受付窓口

- 障害福祉課(保健センター2F)

期限

▶速やかに





大切な思い出のある不動産
有効活用させていただきます。



相続したものの、移住する予定がない。
無駄な固定資産税、維持管理費を払いたくない。
家財や荷物がそのまま放置してある。
現状のままで売却したい。

お気軽にご相談ください。
大切な**不動産**を自社で**直接買取**させて頂きます。

ランドフリーダム 相続

検索

人 まち 人 未来へ
株式会社 ランド・フリーダム
☎ 072-880-1110(代)

大阪府寝屋川市高宮 1 丁目 1 番 4 号 akiya@landfreedom.co.jp

大阪府知事(4)第 51550 号 大阪府知事 許可(般 -2)第 124952 号

大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給されていた方及び重度障害者

手続き・持ち物

受付窓口

●資格喪失届

※内容によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

●障害福祉課(保健福祉センター2F)

期限

▶速やかに

児童手当の受給者であった方

手続き・持ち物

受付窓口

●受給事由消滅または減額改定の手続き

●新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど

- ①請求者名義の預金通帳
- ②請求者の健康保険証

をお持ちください。

※状況によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

●こどもを守る課(保健福祉センター2F)

●市民サービス部 戸籍・住基担当 5番窓口(市役所1F)

期限

▶亡くなった日の翌日から15日以内

※さかのぼっての支払いはありません。
お早めに手続きをお済ませください。

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者であった方 または母子・父子家庭となり児童扶養手当の申請が必要な方

手続き・持ち物

受付窓口

●資格喪失または額改定の手続き

●新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど

※内容によって必要書類等が異なりますのでお
問合せください。

●こどもを守る課(保健福祉センター2F)

期限

▶速やかに

公園墓地・納骨壇の使用者及び新たに納骨壇・合葬室を利用希望の方

- 納骨壇：寝屋川市民（1年以上）の方
- 合葬室：寝屋川市民または寝屋川市民であった死亡者の遺骨を納める方

墓地及び納骨壇使用者の方

手続き・持ち物

● 墓地・納骨壇の承継の手続き

- ① 使用許可証
- ② 使用者の死亡を確認できるもの
(死亡診断書、死体火葬許可証)
- ③ 戸籍謄本等(亡くなられている方も含めて、使用者を筆頭に家族全員が記載されているもの)
- ④ 承認される方と同列となる方までの全員の
同意書
(同意書をもらう方との関係がわかる戸籍)
- ⑤ 承継者の住民票(本籍地入りでマイナンバーの記載がないもの)
※取得日より3ヶ月以内のもの。
- ⑥ 名義書換手数料(1,000円)
※納骨壇は別途入室カード更新手数料
(1,000円)が必要。

受付窓口

- 市民サービス部 市民生活担当
3番窓口（市役所1F）

期限

- ▶ 速やかに

新たに納骨壇及び合葬室を利用したい方

手続き・持ち物

● 納骨壇及び合葬室の利用申込み

- 返信用切手

※内容によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

受付窓口

- 市民サービス部 市民生活担当
3番窓口（市役所1F）

期限

- ▶ 納骨壇・合葬室：隨時募集
料金等はお問合せください。

農地を相続された方

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書

受付窓口

- 農業委員会事務局(上下水道局3F)

期限

▶速やかに

交通事故により親等を失った義務教育課程修了前の児童・ 胎児を養育することになった方

手続き・持ち物

- 交通遺児激励金申請
 - ①住民票(世帯全員・継柄入り)
 - ②交通事故証明書または交通事故が
認定できる書類
 - ③死亡診断書または死体検案書
 - ④申請者名義の銀行等の口座番号の控え
- ※状況によって必要書類等が異なりますので
お問合せください。

受付窓口

- 市民サービス部 市民生活担当
3番窓口(市役所1F)

期限

▶事故発生から5年以内

市民葬儀を利用希望の方

(寝屋川市民の方・寝屋川市民であった死亡者の葬儀を行う親族等)

手続き・持ち物

- 市民葬儀の利用申込み
- 寝屋川市民の方、寝屋川市民であった死亡者の
葬儀を行う親族
- ※死体火葬許可証をお持ちください。

受付窓口

- 市民サービス部 市民生活担当
3番窓口(市役所1F)
- ※業務時間外の場合、守衛室で受付します。

期限

▶死亡届提出後